

新得町民大学マイプラン講座 実施要領

1 (趣旨)

この制度は、町民の要望に基づいた講座を実施することで、町民の学習意欲に応えると同時に、自主学習の推進を図り、もって生涯学習の推進及び発展に期待するものです。

2 (制度の概要)

この制度は、申請者の希望する学習内容を町民大学講座として開講するものです。講座の内容については団体内である程度決めていただいた上で、申請を行っていただきます。

3 (対象)

マイプラン講座を利用できるのは、町内に在住又は勤務する5人以上で構成する団体とします。友達や家族、町内会での利用も可能です。

4 (申請方法)

町教育委員会へ「マイプラン講座開講申請書」を提出いただきます。申請書には、申請者名(団体名)、希望する講座内容、講師、会場、時間等、講座の詳細を記載していただきます。なお、申請は原則開催日の20日前までに行ってください。

5 (講師の選定補助)

学習内容は決まっても、誰に講師を依頼すれば良いか分からないという場合は、教育委員会で講師探しのお手伝いをします。

6 (講師への謝礼金)

講師には町民大学設置運営規則に基づき、町から謝礼金を支払うことが可能です。

7 (会場)

講座の開催場所は原則町内とし、会場の使用申込等については、申請者の責任において行うこととします。なお、マイプラン講座を利用される場合、公共施設(公民館、なごみ、体育館等(プールを除く))の使用料はかかりません。

8（費用の負担）

講座の実施に係る費用（材料代、施設使用料等）は、申請者の負担となります。

9（終了報告書の提出）

終了後は、「マイプラン講座終了報告書」を提出いただきます。なお、終了報告書には以下についても添付してください。

- （1）講座風景写真（写真の撮影が難しい場合は、教育委員会で対応することも可能ですのでご相談ください。）
- （2）講座に係る資料（料理教室の場合はレシピ等。特に資料が無い場合は不要です。）

10（利用制限）

制度の利用回数については、原則制限はありませんが、予算の状況により謝礼の支出が困難な場合は、利用回数が少ない団体を優先する場合があります。

11（広報紙への掲載）

町広報紙等に、開講実績や写真を掲載することがありますので、予めご了承ください。

12（その他）

- （1）マイプラン講座利用に関わっての町バスの運行はできません。
- （2）申請内容が制度の趣旨に沿わないと判断した場合は、申請を却下することがあります。